

四半期報告書

(第96期第1四半期)

自 2017年4月1日

至 2017年6月30日

KYB 株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8

2 役員の状況

	8
--	---

第4 経理の状況

	9
--	---

1 要約四半期連結財務諸表

(1) 要約四半期連結財政状態計算書	10
(2) 要約四半期連結損益計算書	12
(3) 要約四半期連結包括利益計算書	13
(4) 要約四半期連結持分変動計算書	14
(5) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18

2 その他

	26
--	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

	27
--	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年8月9日
【四半期会計期間】	第96期第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）
【会社名】	KYB株式会社
【英訳名】	KYB Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 中島 康輔
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
【電話番号】	03（3435）3511（代表）
【事務連絡者氏名】	経理本部経理部長 奥村 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
【電話番号】	03（3435）3584
【事務連絡者氏名】	経理本部経理部長 奥村 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第1四半期 連結累計期間	第96期 第1四半期 連結累計期間	第95期
会計期間	自2016年4月1日 至2016年6月30日	自2017年4月1日 至2017年6月30日	自2016年4月1日 至2017年3月31日
売上高 (百万円)	87,776	93,513	355,316
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	3,991	6,400	18,852
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	3,709	4,254	14,544
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	△3,955	6,415	17,708
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	143,920	168,994	164,299
総資産額 (百万円)	356,926	392,643	381,326
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	14.52	16.65	56.93
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	—	—	—
親会社所有者帰属持分比率 (%)	40.3	43.0	43.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,632	7,091	31,153
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,827	△3,253	△21,337
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,451	△508	△969
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	32,024	37,649	33,988

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 6. セグメント情報」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中に記載した将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（2017年8月9日）現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間（2017年4月1日～2017年6月30日）における世界経済は、各国の政策面での先行き不透明感が残っているものの、堅調に推移しております。また、わが国経済は、個人消費や設備投資が増加するなど、景気は緩やかな回復基調となりました。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの売上高につきましては、建設機械向け油圧機器の需要が増加し、935億円と前第1四半期連結累計期間に比べ57億円の増収となりました。

営業利益につきましては、63億50百万円、親会社の所有者に帰属する四半期利益につきましては、42億54百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメント別の業績は以下のとおりです。

当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 6. セグメント情報」に記載のとおりであります。

なお、以下の説明におけるセグメント別の売上高は、外部顧客に対するものであり、セグメント別のセグメント利益はセグメント間取引消去前のものであります。

① AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業セグメント

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は594億円と前第1四半期連結累計期間に比べ0.2%の減収となり、セグメント利益は29億72百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ12億44百万円の減益となりました。

② HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業セグメント

当セグメントは、産業用油圧機器とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は282億円と前第1四半期連結累計期間に比べ27.5%の増収となり、セグメント利益は28億21百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ22億20百万円の増益となりました。

③ 特装車両事業、航空機器事業、システム製品および電子機器等

当セグメントは、特装車両、航空機器、システム製品および電子機器等から構成されております。

当セグメントの売上高は59億円と前第1四半期連結累計期間に比べ4.0%の減収となりましたが、セグメント利益は1億51百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ1億17百万円の増益となりました。

財政状態につきましては、総資産が3,926億円と前連結会計年度末に比べ113億円の増加となりました。流動資産は、営業債権及びその他の債権、現金及び現金同等物、棚卸資産の増加等により、95億円増加の1,905億円となりました。非流動資産は、有形固定資産、株式の評価替えによるその他の金融資産の増加等により、18億円増加の2,021億円となりました。

負債は、短期借入金の増加等により、67億円増加の2,182億円となりました。

資本は、親会社の所有者に帰属する四半期利益による利益剰余金の増加等により、47億円増加の1,744億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は376億円となり、前連結会計年度末に比べ37億円の増加となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は71億円（前第1四半期連結累計期間比15億円の収入減少）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は33億円（前第1四半期連結累計期間比16億円の支出減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が減少したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、5億円となりました。主な流出は、長期借入金の返済による支出33億円、配当金の支払額18億円であり、主な流入は長期借入金による収入28億円、短期借入金の純増減額22億円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが過去にみられたところであり、今後、当社に対しそのような行為が強行される可能性も否定できません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

i) 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社の2017年度からの中期方針では、モノづくり、技術、製品に挑戦し、イノベーションを起こすことによってKYBの新しい価値を創造し、業界NO.1、企業価値の向上、持続的成長という次なるステージへの前進を目指します。

その基本方針は以下のとおりです。

(a) AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業

お客様のグローバル化に追従するとともに、生産・販売拠点の再構築に着手

お客様の要求を満足する新製品・新技術確立体制整備の実施

事業部制移行による意思決定、戦略実行のスピード向上を図る

(b) HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業

量に頼らない収益基盤の確立・競争力の強化

建設機械以外の油圧製品について営業/開発体制の強化

(c) 人財育成

グローバルな視点・思考で行動できる人財の育成・確保・多様性を活かした人財活用

(d) 技術・商品開発

「新製品・新技術の創造」「設計・生産技術における品質向上」「機能安全対応の展開及び設計・評価技術の強化」

(e) モノづくり

リードタイム・スペースの半減・生産性2倍を目指した革新的生産ラインへの取り組み

(f) マネジメント

C S R本部を新設し、さらに実効性のある内部統制システムの充実を図る

ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築並びに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、以下の経営理念及び基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化及び充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

<経営理念>

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
2. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
3. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先・社会の発展に貢献します。

<基本方針>

1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要又は有用な情報についても主体的に開示する。
4. 当社の取締役会は、株主受託者責任及び説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長及び企業価値の向上並びに収益力及び資本効率の改善のために、その役割及び責務を適切に果たす。
5. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

さらに、当社では以下の事項についても取り組んでおります。

- (i) 役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動指針」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。全グループ企業を対象とする社内通報制度（即報・目安箱）を整備し、さらに公益通報者保護法の施行を受け、専用の通報・相談窓口を設置しております。
- (ii) 当社は監査役会設置会社制度を採用しております。当社取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、監査役のうち2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上又は確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比べて妥当か否かを、株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を2016年6月24日開催の第94期定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続しております。これにより、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に情報が提供され、当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。当社は、この買収防衛策の詳細を2016年5月17日付で「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。この適時開示文書の全文はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kyb.co.jp>）に掲載しております。

④ 上記②③の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記②の取組みは、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、上記③の取組みにつきましても、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、以下の諸点に照らして、上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

当社買収防衛策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

当社買収防衛策は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、当該大規模な買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示

当社買収防衛策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い、社外取締役及び社外監査役のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように当社買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(d) 株主意思を重視するものであること

当社買収防衛策は、2016年6月24日開催の第94期定時株主総会でのご承認により継続したものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、当社買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、株主総会において、当社買収防衛策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社買収防衛策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、当社買収防衛策を廃止することが可能です。従って、当社買収防衛策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、当社買収防衛策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、16億99百万円であります。報告セグメントごとの内訳は、AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業で11億55百万円、HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業で4億7百万円となります。

なお、当第1四半期連結累計期間において記載すべき重要な事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	573,000,000
計	573,000,000

(注) 2017年6月23日開催の第95期定時株主総会において、当社普通株式について10株を1株の割合で併合する旨、及び株式併合の効力発生日(2017年10月1日)をもって、発行可能株式総数を573,000,000株から57,300,000株に変更する旨の定款変更が承認可決されました。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2017年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2017年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	257,484,315	257,484,315	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	257,484,315	257,484,315	—	—

(注) 2017年6月23日開催の第95期定時株主総会において、株式併合の効力発生日(2017年10月1日)をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の定款変更が承認可決されました。
なお、株式併合後の発行済株式総数は231,735,884株減少し、25,748,431株となります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年4月1日～ 2017年6月30日	—	257,484	—	27,647	—	13,333

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（2017年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2017年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 2,024,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 254,956,000	254,956	—
単元未満株式	普通株式 504,315	—	—
発行済株式総数	257,484,315	—	—
総株主の議決権	—	254,956	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株（議決権2個）含まれております。

② 【自己株式等】

2017年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
KYB㈱	東京都港区浜松町 二丁目4番1号	2,024,000	—	2,024,000	0.79
計	—	2,024,000	—	2,024,000	0.79

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）の要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		33,988	37,649
営業債権及びその他の債権		92,653	96,470
棚卸資産		49,640	51,463
その他の金融資産	10	1,039	1,042
その他の流動資産		3,641	3,871
流動資産合計		180,962	190,495
非流動資産			
有形固定資産	7	158,990	160,081
のれん	7	283	284
無形資産	7	5,850	6,098
持分法で会計処理されている投資		5,438	5,035
その他の金融資産	10	23,169	24,085
その他の非流動資産		500	445
繰延税金資産		6,132	6,121
非流動資産合計		200,364	202,148
資産合計		381,326	392,643

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
負債及び資本			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		72,137	72,807
借入金		50,983	55,836
未払法人所得税等		1,536	1,428
その他の金融負債	10	18,274	19,127
引当金		3,754	6,720
その他の流動負債		1,001	34
流動負債合計		147,684	155,951
非流動負債			
借入金		39,962	37,790
退職給付に係る負債		11,589	11,745
その他の金融負債	10	2,405	2,398
引当金		2,127	2,131
その他の非流動負債		56	62
繰延税金負債		7,732	8,129
非流動負債合計		63,871	62,256
負債合計		211,555	218,207
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		27,648	27,648
資本剰余金		29,414	29,414
利益剰余金		100,995	103,526
自己株式		△587	△588
その他の資本の構成要素		6,829	8,994
親会社の所有者に帰属する持分合計		164,299	168,994
非支配持分		5,472	5,442
資本合計		169,771	174,436
負債及び資本合計		381,326	392,643

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
売上高		87,776	93,513
売上原価		69,845	73,588
売上総利益		17,931	19,925
販売費及び一般管理費		13,105	13,903
持分法による投資損益 (△は損失)		399	△77
その他の収益		441	757
その他の費用		1,757	351
営業利益		3,909	6,350
金融収益		357	307
金融費用		275	258
税引前四半期利益		3,991	6,400
法人所得税費用		165	1,989
四半期利益		3,826	4,410
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		3,709	4,254
非支配持分		117	157
四半期利益		3,826	4,410
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (円)	9	14.52	16.65

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
四半期利益		3,826	4,410
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動		△1,278	756
確定給付制度の再測定		11	0
持分法適用会社におけるその他の 包括利益に対する持分		△155	△3
合計		△1,422	753
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		△6,614	1,612
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の純変動		△18	△32
持分法適用会社におけるその他の 包括利益に対する持分		—	△101
合計		△6,632	1,479
その他の包括利益合計		△8,054	2,232
四半期包括利益		△4,228	6,642
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		△3,955	6,415
非支配持分		△273	227
合計		△4,228	6,642

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2016年4月1日残高		27,648	29,414	86,393	△579
四半期包括利益					
四半期利益		—	—	3,709	—
その他の包括利益		—	—	—	—
四半期包括利益合計		—	—	3,709	—
所有者との取引額					
所有者による拠出及び所有者への分配					
自己株式の取得		—	—	—	△0
剰余金の配当	8	—	—	△1,533	—
持分法の適用範囲の変動		—	—	1,175	—
企業結合による変動		—	—	△45	—
利益剰余金への振替		—	—	8	—
所有者による拠出及び所有者への分配合計		—	—	△395	△0
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		—	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動額合計		—	—	—	—
所有者との取引額合計		—	—	△395	△0
2016年6月30日残高		27,648	29,414	89,707	△579

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素					親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	合計			
2016年4月1日残高		4,967	—	275	160	5,402	148,278	5,103	153,381
四半期包括利益									
四半期利益		—	—	—	—	—	3,709	117	3,826
その他の包括利益		△1,278	8	△6,370	△24	△7,664	△7,664	△390	△8,054
四半期包括利益合計		△1,278	8	△6,370	△24	△7,664	△3,955	△273	△4,228
所有者との取引額									
所有者による抛及及び所有者への分配									
自己株式の取得		—	—	—	—	—	△0	—	△0
剰余金の配当	8	—	—	—	—	—	△1,533	—	△1,533
持分法の適用範囲の変動		—	—	—	—	—	1,175	—	1,175
企業結合による変動		—	—	—	—	—	△45	—	△45
利益剰余金への振替		—	△8	—	—	△8	—	—	—
所有者による抛及及び所有者への分配合計		—	△8	—	—	△8	△402	—	△402
子会社に対する所有持分の変動額									
剰余金の配当		—	—	—	—	—	—	△241	△241
子会社に対する所有持分の変動額合計		—	—	—	—	—	—	△241	△241
所有者との取引額合計		—	△8	—	—	△8	△402	△241	△644
2016年6月30日残高		3,689	—	△6,095	136	△2,269	143,920	4,589	148,509

当第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2017年4月1日残高		27,648	29,414	100,995	△587
四半期包括利益					
四半期利益		—	—	4,254	—
その他の包括利益		—	—	—	—
四半期包括利益合計		—	—	4,254	—
所有者との取引額					
所有者による抛及及び所有者への分配					
自己株式の取得		—	—	—	△1
剰余金の配当	8	—	—	△1,788	—
持分法の適用範囲の変動		—	—	—	—
企業結合による変動		—	—	69	—
利益剰余金への振替		—	—	△3	—
所有者による抛及及び所有者への分配合計		—	—	△1,722	△1
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		—	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動額合計		—	—	—	—
所有者との取引額合計		—	—	△1,722	△1
2017年6月30日残高		27,648	29,414	103,526	△588

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素					親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	合計			
2017年4月1日残高		8,274	—	△1,521	77	6,829	164,299	5,472	169,771
四半期包括利益									
四半期利益		—	—	—	—	—	4,254	157	4,410
その他の包括利益		756	△3	1,440	△31	2,162	2,162	70	2,232
四半期包括利益合計		756	△3	1,440	△31	2,162	6,415	227	6,642
所有者との取引額									
所有者による抛及及び所有者への分配									
自己株式の取得		—	—	—	—	—	△1	—	△1
剰余金の配当	8	—	—	—	—	—	△1,788	—	△1,788
持分法の適用範囲の変動		—	—	—	—	—	—	—	—
企業結合による変動		—	—	—	—	—	69	—	69
利益剰余金への振替		0	3	—	—	3	—	—	—
所有者による抛及及び所有者への分配合計		0	3	—	—	3	△1,720	—	△1,720
子会社に対する所有持分の変動額									
剰余金の配当		—	—	—	—	—	—	△257	△257
子会社に対する所有持分の変動額合計		—	—	—	—	—	—	△257	△257
所有者との取引額合計		0	3	—	—	3	△1,720	△257	△1,977
2017年6月30日残高		9,030	—	△81	46	8,994	168,994	5,442	174,436

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		3,991	6,400
減価償却費及び償却費		3,905	4,035
減損損失		—	134
退職給付に係る資産及び負債の増減額 (△は減少)		66	147
製品保証引当金の増減額 (△は減少)		△222	58
金融収益		△357	△307
金融費用		275	258
持分法による投資損益 (△は利益)		△399	77
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△4,014	△2,610
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△1,557	△993
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		3,687	△374
その他		3,458	1,673
小計		8,833	8,496
利息の受取額		24	32
配当金の受取額		599	531
利息の支払額		△252	△232
法人所得税等の支払額		△572	△1,735
営業活動によるキャッシュ・フロー		8,632	7,091
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		△87	△1
定期預金の払出による収入		180	29
有形固定資産の取得による支出		△4,510	△2,843
有形固定資産の売却による収入		23	17
その他の金融資産の取得による支出		△0	△8
その他の金融資産の売却による収入		32	8
その他		△464	△454
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,827	△3,253

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)		9,834	2,202
リース債務の返済による支出		△123	△141
長期借入金による収入		1,201	2,773
長期借入金の返済による支出		△4,687	△3,296
自己株式の取得による支出		△0	△1
配当金の支払額	8	△1,533	△1,788
非支配持分への配当金の支払額		△241	△257
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,451	△508
現金及び現金同等物に係る換算差額		△1,533	289
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		6,723	3,619
現金及び現金同等物の期首残高		25,296	33,988
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		5	42
現金及び現金同等物の四半期末残高		32,024	37,649

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

KYB株式会社（以下、「当社」）は、日本に所在する株式会社です。当社及び子会社（以下、「当社グループ」）の主な事業内容は、油圧緩衝器・油圧機器の製造・販売並びに各事業に関連するサービス業務等を行っております。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定によりIAS第34号に準拠して作成しています。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の当社グループの連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

当社グループの2017年6月30日に終了する要約四半期連結財務諸表は、2017年8月9日に当社代表取締役社長 中島康輔及び当社代表取締役副社長 加藤孝明によって承認されております。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として測定しています。

(3) 表示通貨及び単位

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は、当社の機能通貨である日本円であり、百万円未満を四捨五入しています。

(4) 新基準の早期適用

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）を早期適用しています。

(5) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

要約四半期連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は検討中であり、現時点では見積ることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益の認識に関する会計処理の改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リースに関する会計処理の改訂

3. 重要な会計方針の要約

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 追加情報

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、2017年6月23日開催の第95期定時株主総会において、2017年10月1日を効力発生日とする株式併合(普通株式10株につき1株の割合で併合)及び単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)が承認可決されました。これにより、当社の発行済株式総数は257,484,315株から25,748,431株となる見込みであります。

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
基本的1株当たり四半期利益 (円)	145.17	166.51

(注) 希薄化後1株当たり四半期利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業本部又は事業部を置き、各事業本部又は事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しておりますので、事業セグメントは「AC(オートモーティブコンポーネンツ)事業」、「HC(ハイドロリックコンポーネンツ)事業」、「特装車両事業」、「航空機器事業」及びそのいずれにも属さない「システム製品および電子機器等」によって区分しております。

このうち、「特装車両事業」、「航空機器事業」及び「システム製品および電子機器等」については、報告セグメントにおける量的基準等を勘案した結果、「その他」に含めて開示しております。したがって、当社グループは、「AC事業」及び「HC事業」の2つを報告セグメントとしております。

「AC事業」は、四輪車用・二輪車用油圧緩衝器及びパワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器等を生産しております。「HC事業」は、建設機械向けを主とする産業用油圧機器を生産しております。

なお、各セグメントにおける主要製品は、下記のとおりであります。

セグメント		主要製品
報告セグメント	AC事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、ステイダンパ、フリーロック
	HC事業	シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、モータ
その他	特装車両事業、航空機器事業、システム製品および電子機器等	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置、シミュレータ、油圧システム、舞台機構、艦艇機器、トンネル掘削機、環境機器、免制震装置、電子機器

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、注記「3. 重要な会計方針の要約」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	AC事業	HC事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	59,540	22,112	81,652	6,124	87,776	—	87,776
セグメント間の内部売上高又は振替高	8	112	120	13	133	△133	—
計	59,549	22,224	81,772	6,137	87,909	△133	87,776
セグメント利益	4,216	601	4,818	34	4,851	△25	4,826
持分法による投資利益	290	109	399	—	399	—	399
その他の収益・費用（純額）	△1,343	54	△1,289	△27	△1,316	—	△1,316
営業利益	3,164	764	3,928	7	3,934	△25	3,909
金融収益・費用（純額）							82
税引前四半期利益							3,991

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業、航空機器事業、システム製品および電子機器等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去であります。

当第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	AC事業	HC事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	59,445	28,189	87,634	5,879	93,513	—	93,513
セグメント間の内部売上高又は振替高	192	334	527	61	588	△588	—
計	59,637	28,524	88,161	5,940	94,100	△588	93,513
セグメント利益	2,972	2,821	5,793	151	5,944	77	6,022
持分法による投資利益（△は損失）	△102	25	△77	—	△77	—	△77
その他の収益・費用（純額）	496	42	538	△132	406	—	406
営業利益	3,366	2,888	6,254	19	6,273	77	6,350
金融収益・費用（純額）							49
税引前四半期利益							6,400

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業、航空機器事業、システム製品および電子機器等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額77百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間から、一部の国内関係会社の管理手法の変更に伴い、従前「HC事業」及び「その他」に含まれていた電子機器等の事業区分を見直し、電子機器等の一部を「AC事業」及び「HC事業」に含めて開示しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

7. 有形固定資産、のれん及び無形資産

有形固定資産、のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	有形固定資産	のれん	無形資産
2017年4月1日	158,990	283	5,850
取得	3,444	—	15
自己創設	—	—	432
処分等	△122	—	—
減価償却費及び償却費	△3,737	—	△230
為替換算差額	1,459	0	1
その他	46	—	29
2017年6月30日	160,081	284	6,098

8. 配当金

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における配当金支払額は、以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日）

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,533百万円	6円00銭	2016年3月31日	2016年6月27日

当第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,788百万円	7円00銭	2017年3月31日	2017年6月26日

9. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

なお、希薄化後1株当たり四半期利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	3,709	4,254
期中平均普通株式数 (株)	255,474,388	255,458,405
基本的1株当たり四半期利益 (円)	14.52	16.65

10. 金融商品

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

前連結会計年度（2017年3月31日）

（単位：百万円）

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
上場株式	21,438	—	—	21,438
非上場株式	—	—	323	323
デリバティブ	—	98	—	98
その他	—	264	118	382
合計	21,438	363	441	22,242
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融負債				
デリバティブ	—	—	—	—
純利益を通じて公正価値で測定する 金融負債				
デリバティブ	—	1	—	1
合計	—	1	—	1

当第1四半期連結会計期間（2017年6月30日）

（単位：百万円）

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
上場株式	22,518	—	—	22,518
非上場株式	—	—	267	267
デリバティブ	—	57	—	57
その他	—	262	113	374
合計	22,518	319	380	23,217
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融負債				
デリバティブ	—	0	—	0
純利益を通じて公正価値で測定する 金融負債				
デリバティブ	—	1	—	1
合計	—	1	—	1

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において、レベル1とレベル2、及びレベル3の間での振替は該当ありません。

(2) レベル2、3に区分される公正価値測定に関する情報

デリバティブの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値評価の方法は、当該非上場株式及び出資金の当社の持分比率から計算された純資産額又は会員権評価額と評価前帳簿価額を比較し、純資産額又は会員権時価が評価前帳簿価額を下回った場合、当該金額をその他の包括利益として計上しております。

(3) レベル3に分類された金融商品の増減

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において、レベル3に分類される金融商品の重要な増減はありません。

(4) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

11. 偶発負債

当第1四半期連結会計期間末において、前連結会計年度に係る連結財務諸表に記載した内容から重要な変更はありません。

独占禁止法関連

当社は、2015年9月16日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に関し、同国独占禁止法に違反する行為があったとして、62百万米ドル（約74億円）を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

当該事件に関連して、米国、カナダにおいて、当社及び当社の米国子会社に対して集団訴訟が提起されているほか、一部顧客から損害賠償を求められております。

なお、訴状には訴訟金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

12. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年8月9日

K Y B 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 俊之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上野 直樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御厨 健太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK Y B株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、K Y B株式会社及び連結子会社の2017年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。